（案）

我が国の持続的な成長と地域間のバランスの取れた発展の確保に向けた地方創生型高等教育の充実について

社会・経済のグローバル化が急速に進む一方で、生産年齢人口の減少が続く我が国において、今後とも国際的な競争力を保ちながら、持続的な成長を続け、地域間のバランスの取れた発展を図るためには、急激に変化する社会の状況とそれぞれの地域の実情に即応できる、質の高い人材が必要となる。

こうした人材の養成に向け、大学をはじめとする高等教育機関は、地域の産業界などと連携しながら、国際的な素養に加えて、社会構造の変革や産業技術革新に対して柔軟に対応できる実践力や、革新的なイノベーションの創出力など、新たな価値を創造する能力を引き出すための教育研究を強化することにより、地方創生を牽引する人材の育成拠点となることが期待されている。

我々都道府県は、本年７月「地方創生の本格実現のための特別決議」において地域の将来を支える人材育成の強化を求めたほか、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」においても、地域における大学が「知の拠点」としての機能を果たすことができるよう、大学の機能充実や学生を支援する制度の充実を提言してきた。

また、国においても、地域を担う人材等を育成するため、「地方大学等の活性化」を施策の一つに掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015（改訂版）」を昨年 12 月に、産業構造改革、働き方や労働市場の改革とともに、人材育成の一体改革を掲げた「未来への投資を実現する経済対策」をこの８月に、それぞれ閣議決定したところである。

そこで、現在、我々が進めている地方創生の取組を本格展開し、日本全体の大きな成長へとつなげていくための主役となる人材が、全国津々浦々から活躍の舞台に上り、さらにその能力を磨き上げることができるよう、次の事項を提言する。

記

１　安定的な運営の確保と地方大学の振興について

大学は、「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地域の中核的な高等教育機関として安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金・公立大学における地方交付税措置・私立大学における私学助成などの財政支援の充実を図ること。

特に、地方の大学については、その大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする分野の専門的能力を備えた人材の育成など、地域の課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、地域内における進学者や就職者の実績に応じて運営費交付金・補助金を増額するなど、優遇措置を検討すること。

２　高等教育機関への平等な進学機会の保障について

大学・専門学校等の高等教育機関で学ぶ意欲を持つ子どもたちが、本人の努力の及ばない家庭の経済的事情により進学を妨げられることがないよう、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の早期実現や無利子奨学金の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

３　新たな高等教育機関の制度化について

現在、検討が進められている、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、その質的保証はもちろん、地域の実情に合わせて柔軟に運用できる設置基準の設定、地域的にバランスの取れた設立、既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意するとともに、設立や運営に関する財政支援策を講ずること。

特に、地方の国公立大学が単に新たな高等教育機関に転換されることがないよう、既存の学部における専門職学科の新設を可能にするなど、大学の機能充実に十分配慮した上で、制度化を検討すること。

平成２８年１１月２８日

全国知事会　会長
京都府知事　　山　田　　啓　二
全国知事会　文教環境常任委員会委員長
秋田県知事　　佐　竹　　敬　久